

資料 4

災害時要援護者支援について



～災害時要援護者名簿の平時の共有化を進めるために～

背景

平成7年1月17日に発生しました阪神・淡路大震災におきましては、高齢者や障害者等、いわゆる「災害時要援護者」といわれる方々に対する安否確認や状況把握に手間取ったことや情報の不足、被災後の生活等のケアが十分でなかつたことなど、災害時要援護者支援のあり方に多くの課題が生じたところでございます。

また、自主防災組織の組織化を進める中で、高齢者、障害者などの災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することが出来る体制を整備することが必要となっていました。また、災害時はもちろん、平時でも災害時要援護者名簿を関係者が共有することが求められるようになりました。

(災害時要援護者：65歳以上の一人暮らしの方、要介護3以上の認定者、障害2級以上の方)

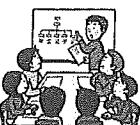


趣旨

大きな災害が発生したとき、高齢者や障害者などのいわゆる「災害時要援護者」は、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、大きな被害を受けやすいと言われています。

このような災害時要援護者の安全を守るには、隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが大切になります。

地域に居住している災害時要援護者の方々を地域で助けるために、その仕組みづくりを行うものです。



課題

既に自主防災組織が結成されている自治会では、防災マップを作成され、災害時要援護者対策を進められておられる自治会もございます。

現在の多くの市町村では同意方式、手上げ方式で情報収集が行われています、全体の30%程度しか情報が集まらず、進んでいないのが現状です。

いずれにしましても、情報を外部の自主防災組織に提供するためには、個人情報保護に関する意識や態勢を強化しなければなりません。守秘義務や安全管理を負う行政内部に比べ、外部組織は個人情報保護の面では発展途上にあり、要援護者の信頼を得なければ共有化は進まないでしょう。

要援護者の共有化は支援策の一歩に過ぎません。今後要援護者も参加した避難訓練の実施、当事者と支援者が情報の活用方法を理解し、習熟しなければいざという時役に立たちません。

北栄町としましては関係機関共有方式（要援護者本人の同意を得ずに、平時から関係機関等の間で情報を共有）で行政が持っている情報をベースに平時でも共有できるよう、住民の皆さんと検討を重ねていきたいと考えております。



災害時要援護者情報の収集・共有の方法

- ・情報の収集・共有は、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式を併用する市町村が多い。

災害時要援護者名簿、リスト等を作成するための情報収集の手段として、また、災害時に要援護者を支援する自主防災組織など、行政外の関係機関等を含めた情報共有を実施し、個別計画を策定するための手段として、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3つの方式があります。

※関係機関共有方式：個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人の同意を得ずに、平常時から関係機関等の間で情報を共有する方式

※同意方式：要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式

※手上げ方式：要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式

市町村は、これら3つの方式について、単独又は組み合わせにより、情報の収集・共有を実施しています。

今回の調査により、最も多くの市町村が採用している方法は、3方式を併用する方法でしたが、2番目に多かったのは同意方式と手上げ方式を併用する方法、3番目に多かったのも関係機関共有方式と同意方式を併用する方法であり、傾向としては、3つの方式のいずれかを単独で用いるというよりは、適宜組み合わせて情報の収集・共有を行っていると言うことができます。

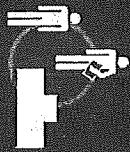
＜災害時要援護者情報の収集・共有方法＞

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 第1位 3方式を併用 | 204 団体 (19.3%) |
| 第2位 同意方式と手上げ方式を併用 | 202 団体 (19.1%) |
| 第3位 関係機関共有方式と同意方式を併用 | 173 団体 (16.4%) |
| ※ 情報の収集・共有の方法を決めている団体 | 1,056 団体 (100%) |

災害時要援護者情報の収集と共有の3方式

情報共有方式

関係機関 共有方式



取り組み内容

個人情報保護条例の目的外利用規定により、要援護者本人の同意を得ずに防災部局や民生委員、町内会で情報を共有する方式。

メリット

- ・要援護者を網羅的に把握

- ・当事者に制度趣旨が伝わらない

- ・きめ細かな避難支援プランの作成は困難

デメリット

- ・民間団体への情報提供において守秘義務の確保が必要(誓約書)

- ・当事者に制度趣旨が伝わらない

- ・登録者少
(障がい等の情報を知られたくない)
*実績対象者の1~2割程度

手上げ方式



同意方式



要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら名簿への登録を希望した者の情報を収集する方式。

・必要な支援内容をきめ細かく把握
*実績対象者の8割程度

・迅速な情報収集は困難、非効率
・情報収集に係る負担が大きい